各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長 (鹿児島県教育委員会教育長)

マイナンバー(個人番号)を利用した短期給付関係の情報連携について (通知)

このことについて、平成30年10月22日付け公共鹿第665号により通知したところですが、下記のとおり情報連携利用対象事務の追加及び事務手続きを一部変更しますので、貴所属所の組合員へ周知をお願いします。

記

## 1 追加する情報連携利用対象事務について

- (1) 被扶養者の認定取消事務
  - 省略できる書類

〈他の公的医療保険制度の被保険者となった場合〉

・ 被保険者証の写し

〈死亡した場合〉

- 戸籍抄本又は死体埋(火)葬許可証の写し
- (2) 埋葬料及び家族埋葬料の請求事務
  - 省略できる書類
    - ・ 死体埋(火)葬許可証の写し

## 2 情報連携を利用する場合の申告書等の記入について

平成30年10月22日付け公共鹿第665号の通知において、情報連携を利用する事務で、同意書の提出を不要としているものについては、申告書等の余白に情報連携の利用を希望する旨を記載することとしていましたが、関係申告書等に当該情報連携利用の希望を記入する欄を設けましたので、今後情報連携を利用する際は当該箇所を記入してください。(関係申告書等の変更については平成31年3月13日付け公共鹿第1039号「「公立学校共済組合関係申請書等用紙」の一部変更等について(通知)」をご確認ください。)

## 3 適用年月日について

平成31年3月13日以降に提出する書類から適用

問合せ先

公立学校共済組合鹿児島支部 年金給付係 担当 益滿 電話 099-286-5220